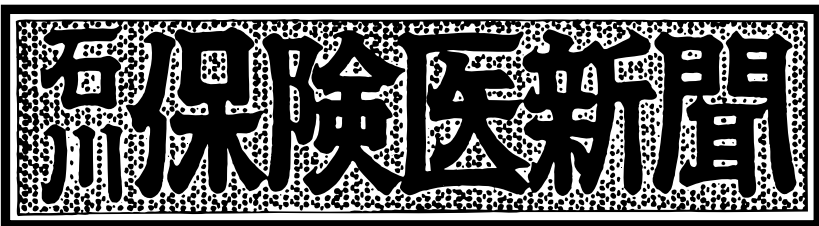


主な記事

- 2面 4月点数改定(追加通知)
- 3面 1割負担で1.5倍の負担増に
- 4面 おサル先生の在宅医療入門
- 5面 石川県乳幼児医療費助成制度
- 6面 石川県言語聴覚士会
- 7面 保険審査通信

今月の会員数/670人(医科257人・歯科927人)

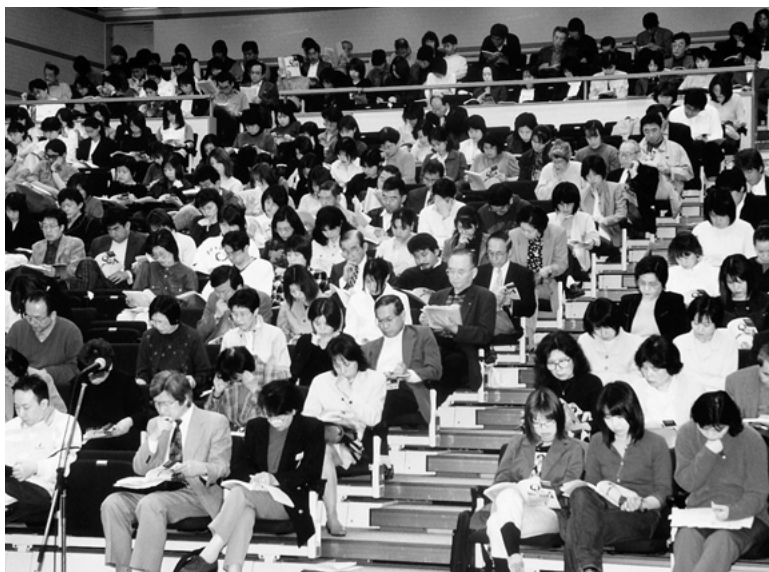


発行所
石川県保険医協会
〒920-0902 金沢市尾張町1丁目9番11号
尾張町レジデンス2F
電話 (076) 222-5373番
FAX (076) 231-5156番
発行人 高松 弘明
印刷所 ソノダ印刷株式会社
購読料 1年間5,000円(〒共)
(※本紙の購読料は会費に含まれます)

グループ保険

加入予約受付開始

本年度申し込み 6月26日まで



335人が参加した金沢会場 (4月29日 石川県地場産業振興センター)

金沢・七尾両会場に409人 新点数運用説明会開く

厚生省の対応の遅れに 会員・スタッフの怒りが

石川県保険医協会は四月二十九日、石川県地場産業振興センター及び七尾サンライフプラザにて医科新点数運用説明会を開催した。大型連休の初日にもかかわらず金沢会場には百四十四医療機関三百三十五人、七尾会場には二十八医療機関七十四人の参加者があり、両会場とも前回より一・五倍の参加となった。

説明会のテキストは、前回までは保団連社保・審査部が全国各地から寄せられた新点数の疑義解釈を整理し、厚生省に確認したうえで編集・発行してきた。しかし、このため石川協会では四月二十六日深夜に入手した診療報酬明細書の記載要領(A四判八十頁)にもとづき、「医科診療報酬請求事務の変更点」を独自に作成して二十八日に会員送付し、二十九日の説明会に臨んだ。

主催者挨拶で高松会長は、「このような厳しい状況のなかでも最新情報を盛り込んでテキスト等が作成されており、保険医協会では診療報酬改定や介護保険施行への対応を最重点に取り組んでいる」と強調し、参加者の共感を得た。

講師団は、第一部「新点数・介護報酬Q&A」は工藤事務局長、西田、小川、喜多、柴山各理事、原学術・保険部員が担当、第二部「請求事務について」は工藤事務局長、喜多理事がそれぞれ担当し、順次テキストの主要点を解説した。参加者アンケートでは「テキストもわかりやすい表等があり、とても助かりました」と「眠気を誘う間もなく有意義な説明会でした」と概ね好評だった。また「今回はレセプト記載など公表まで時間がかかりすぎた」と「現場ではとても困った。改定時は厚生省はいつまでか通知する」と日を決めて対応すべきだ、「厚生省からの通知が大変に遅くてどうしようもない事態だ」と厚生省からの確定通知や記載要領の公表の遅れを厳しく批判する意見が多数寄せられた。

今次改定で北信越ブロックの要望が実現 在宅酸素療法指導管理料の算定要件が緩和される

保団連北信越ブロックでは、2年前の1998年4月診療報酬改定に伴い、「診療報酬制度の改善を求める要望書」を作成し、同年8月20日に厚生省保険局医療課等に申し入れ、担当技官と懇談しました。この要望事項のうち「在宅酸素療法指導管理料の明細書記載要領を改善すること」が今次改定で実現しています。

4月26日付で公表された明細書記載要領では、「在宅酸素療法指導管理料を算定した場合、高度慢性呼吸不全例の患者に初回の指導管理を行った月においては、在宅酸素療法導入時の動脈血酸素濃度分圧又は動脈血酸素飽和度を摘要欄に記載する。」と示されました。(太字が改正箇所)従来は在宅酸素療法の導入時だけでなく、2

カ月日以降も請求の都度数値を記載することになっており、その検査をする際には患者さんに変な苦痛を与えるため、改善を要望したものです。

このような診療現場からの要望について、厚生省の担当技官は「患者さんに大きな負担を与えるという認識はありますから、学会のほうで意見を上げてもらえば改定時に検討します」と回答していました。

保険医協会・保団連では今次診療報酬改定や介護報酬における不合理や改善要望事項を集約して、厚生省はじめ関係団体に申し入れを計画しています。会員各位からのご意見をぜひお寄せ下さい。

<北信越ブロックが厚生省に要望した項目>

「在宅酸素療法指導管理料の明細書記載要領を改善すること」

在宅酸素療法指導管理料について、明細書の記載要領で患者の当該月の動脈血酸素濃度分圧又は動脈血酸素飽和度を摘要欄に記載することとされているが、当該指導管理料の初回算定時の記載は必要としても、それ以降は不要として戴きたい。(1998年8月20日)



保険医協会講師陣

医心凡語

▼合計特殊出生率が二人を切つて久しい。夫婦で二人以上の子どもがいなければ、当然人口は減少するしかない。高齢化が叫ばれている日本だが、その割に少子化に眼が向けられないのはなぜだろう▼少子化の原因だが、共働き、教育環境の悪化、結婚や子育てに対する意識変化、社会全体の価値観の多様化。理由はいろいろあるだろうが、子どもが育たない社会に未来はない▼石川県は毎年「住みやすい県」の上位に名前を連ねている。自然、教育、文化、土地、物価、その総合評価が高いということになるらしい。ところで、その石川だが、乳幼児医療費助成制度は全国のワーストワンのである。そう言えば、県立中央病院の小児科棟は採算性から、ベッド数を減少したと聞く▼病院経営では小児科が不採算部門であるのは周知の事実である。成人に較べ検査、治療は必要最小限にせざるを得ない。反面、日中夜間を問わず治療側の肉体的負担は想像する以上に重い。インフルエンザの流行、肺炎の頻発、右往左往する若い母親。その中で苦闘する小児科医▼倫理観を欠如した政治家や官僚が、教育の荒廃を嘆く世の中である。腹が立つのを通り越して滑稽だが、願わくば、わが石川には子どもたちの未来を考える「子どもに優しい県」の全国一位をめざしてほしいものである。

2000年4月改定に係る追加通知及び事務連絡(正誤表)による変更点

厚生省から4月17日付けで、医科診療報酬改定に係る追加通知と事務連絡(正誤表)が出されました。以下、変更・追加箇所をお知らせしますので、ご確認ください。

<一般点数>

[基本診療料]

再診料(通知の訂正) ※下線部を追加

- 継続管理加算は、当該患者について、初診料を算定しない月において、最初に再診料を算定する日に算定する。
ただし、継続管理加算を算定した月に傷病が治癒し、当月中に新たに初診料を算定した場合においては、先の継続管理加算は算定できる。

[在宅医療]

在宅自己注射指導管理料(通知の訂正) ※下線部を追加

- 在宅自己注射指導管理料を算定している患者については、当該保険医療機関における外来受診の際の皮下、筋肉内注射(当該指導料に係る薬剤に限る。)の費用は算定できない。

[検査]

呼吸心拍監視(通知の訂正) ※下線部を変更

- 呼吸心拍監視装置の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の日数の起算日は、最初に呼吸心拍監視を算定した日とする。特定入院料を算定した患者が引き続き「D220」の呼吸心拍監視を行う場合の日数の起算日についても同様とする。なお、当該検査を中止している期間についても実施日数の計算に含める。

[精神科専門療法]

精神科デイ・ナイト・ケア(通知の訂正) ※下線部を変更

- 精神科デイ・ナイト・ケアと精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの届出をあわせて行っている保険医療機関にあっては、精神科デイ・ナイト・ケアと精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアを各々の患者に対して同時に同一施設で実施することができる。この場合、精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアを算定する患者は、各々に規定する治療がそれぞれ実施されている場合に限り、それぞれ算定できる。なお、同一日に実施される精神科デイ・ナイト・ケアの対象患者数と精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの対象患者数の合計は、精神科デイ・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの届出に係る患者数の限度を超えることはできない。

[処置]

血漿交換療法(通知の訂正) ※下線部を変更、追加

- 血漿交換療法は、多発性骨髄腫、マクログロブリン血症、劇症肝炎、薬物中毒、重症筋無力症、悪性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、血栓性血小板減少性紫斑病、重度血液型不適合妊娠、術後肝不全、急性肝不全、多発性硬化症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、ギラン・バレー症候群、天疱瘡、類天疱瘡、巣状糸球体硬化症、溶血性尿毒症候群、家族性高コレステロール血症、閉塞性動脈硬化症若しくはインヒビターを有する血友病の患者又はABO血液型不適合間若しくは抗リンパ球抗体陽性の同種腎移植の患者に対して、遠心分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により有害物質等を除去する療法(血漿浄化法)を行った場合に算定できるものであり、必ずしも血漿補充を要しない。
- 当該療法の対象となるインヒビターを有する血友病は、インヒビター力価が5ベセスダ単位以上の場合に限り算定する。

[入院]

有床診療所療養病床入院基本料(通知の追加)

- 有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床は主として長期にわたり療養の必要な患者が入院する施設であり、医療上特に必要がある場合に限り他の病床への患者の移動は認められるが、この場合、有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床から他の病床に移動した日に行った診療行為の費用は、有床診療所療養病床入院基本料に含まれ、他の病床において算定できない。なお、必要があつて患者を他の病床へ移動させた場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。

特定入院料(通知の訂正) ※下線部を訂正

- 特定入院料(特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患療養病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料、老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料を除く。以下この項において同じ。)は、1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できるものであり、1回の入院期間中に、当該特定入院料を算定した後に、入院基本料又は他の特定入院料を算定し、再度同一の特定入院料を算定することはできない。
ただし、特定集中治療室管理料については、1回の入院期間中に当該特定集中治療室管理料を算定した後に、入院基本料又は他の特定入院料を算定し、再度病状が悪化して当該特定集中治療室へ入院させた場合には、これを算定できるものとする。

[特定保険医療材料]

気管・気管支ステント(通知の訂正) ※下線部を変更

- 気管・気管支ステントは、デューモンチューブ(薬事法承認番号03B輸第250号)、ジャイアントルコ気管・気管支用Zステント(薬事法承認番号08B輸第434号)、気管支用

バイラルZステント(薬事法承認番号20900BZZ00656000)、ウルトラフレックス気管・気管支用ステント(未滅菌)薬事法承認番号20900BZY00436000)又はウルトラフレックス気管・気管支用ステント(薬事法承認番号20900BZY00809000)を使用した場合に算定できる。ただし、1回の手術に対し1個を限度として算定する。

[施設基準] 基本診療料

届出に関する手続き(通知の訂正) ※下線部を訂正

- 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

(略)

小児入院医療管理料

(小入) 第 号

(略)

[施設基準] 特掲診療料

届出に関する手続き(通知の訂正) ※下線部を訂正

- 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。

小児科外来診療料

(小外) 第 号

(略)

脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術に関する施設基準(通知の訂正) ※下線部を訂正

- 脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術及び脳刺激装置交換術
第14 長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準に準ずる。
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
脳神経外科、整形外科又は麻酔科を標榜している病院であり、当該診療科の常勤医師が1名以上いること。

[インターフェロン製剤の取扱いについて]

(通知の訂正) ※下線部を追加

Ⅲ 診療報酬請求上の取扱い

1 C型慢性活動性肝炎の効能をもつもの

(1) 診療報酬明細書の摘要欄に、以下に掲げる事項について記載すること。

- ①～③ 略
- ④ 再投与を行った場合、再投与による効果が認められる理由(初回投与の効果判定結果、HCVのセロタイプあるいはジェノタイプ又はHCV-RNA量)及び当該医薬品の再投与時における初回使用年月日

2 C型慢性肝炎の効能をもつもの

(1) 診療報酬明細書の摘要欄に、以下に掲げる事項について記載すること。

- ①～③ 略
- ④ 再投与を行った場合、再投与による効果が認められる理由(初回投与の効果判定結果、HCVのセロタイプあるいはジェノタイプ又はHCV-RNA量)及び当該医薬品の再投与時における初回使用年月日

[様式の変更] ※下記の様式が変更されています。該当医療機関はご注意ください。

初診料

紹介患者加算

- 紹介患者初診の施設基準に係る届出書添付書類(地域医療支援病院に限る)

検査

長期継続頭蓋内脳波検査

- [] 施設基準に係る届出書添付書類

補聴器適合検査

- 補聴器適合検査の施設基準に係る届出書添付書類

手術

脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術

- [] 施設基準に係る届出書添付書類

入院基本料加算

入院時医学管理加算

- 入院時医学管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

急性期特定病院加算

- 急性期特定病院加算の施設基準に係る届出書添付書類

特定入院料

小児入院医療管理料

- 小児入院医療管理の施設基準に係る届出書添付書類

回復期リハビリテーション病棟入院料

- リハビリテーション総合実施計画書

- 回復期リハビリテーション病棟の施設基準に係る届出書添付書類

なんと! 1割負担導入で1.5倍の負担増 協会が老人窓口負担を調査

会員に配布した待合室用ポスター

患者さんへ

七月から予定されていた「老人医療費大幅値上げ」法案が先送りに

先般お願いしました老人医療費一割負担導入に反対する請願署名にご協力ありがとうございました。お陰様で、七月からの実施を阻止することができました。しかし、総選挙後にふたたび大幅値上げの法案が提出される怖れがあります。今後とも、引き続きご協力をお願いいたします。

院長

計画されている医療保険制度改革案

- 老人医療の定率1割負担：平均で1.5倍の負担増に
 入院 1日530円(月4回まで) → 診察料: 1日800円(月4回まで)
 入院 1日1,200円 → 1割負担 (上限3,000円~5,000円)
- 入院給食費の引き上げ → 1日780円
 (標準負担額) 1日760円
- 高額療養費の引き上げ
 (自己負担限度額) 月63,600円 → 高額療養費が31万8,000円を超えた場合、超過額が引上げられ、上限所得額に5%に引き上げられる。

政府・与党が今国会に提出している健康保険法等改正案には「老人医療の定率一割負担導入」を柱に、の窓口負担増の影響調査を「入院時食事療養費の標準負担額の引き上げ」「高額療養費の自己負担額の引き上げ」等が盛り込まれている。無作為抽出十件または老人患者全員)であり、試算結果は別紙の通り。

試算結果では定率一割負担の場合、一医療機関を分外来レセプト(老人患者 五・四%の負担増となる。除いて一四・三%~一八

政府・与党は六月後半に予想される総選挙を意識して、今国会で同法案の審議を避け、総選挙後に先送りもやむなしと考えている。政府予算関連法案では唯一先送りとなる異例の措置。高齢者の介護保険料の半年凍結等の対応と同じ発想であり、与党自身が高齢者医療費の負担増は(悪)と認めた証拠。総選挙後の臨時国会に同法案が再提出されな

い状況をつくるのが大事である。総選挙前のこの数ヶ月は世論と運動を広げるチャンスである。高齢者の一人一割負担導入の歴史がこのことを物語っている。医療を受ける患者側と医療関係者の連携した運動が同法案の成否を決めることになる。会員各位のご協力を切にお願いしたい。

持論

政府・厚生省は、高齢者医療への定率一割負担および定額負担の拡大、高額療養費限度額や食事療養費の引き上げなど、の患者負担を盛り込んだ「健保法等一部改正案」を通常国会に提出し、七月から実施をめざした。これが実現すると保団連の試算では、高齢者の負担増は、入院も外来も平均一・五倍になる。当協会の試算調査でも同値であった。

さらに高齢者定率負担の導入は、将来その率の引き上げや健保本人の三割負担につながる狙いもある。先のない消費不況が続く中で新たに介護保険料も重なって生活費への影響は大きく、受診抑制はますます進む。

いわゆる疾病自己責任論と共、このような医療政策は、国民の健康権上、ゆゆしい問題と言わねばならない。

患者負担増を進める根拠として政府は、政管健保・組合健康費と公共事業費の比率が逆であるわが国の財政構造を是正するとか、国民合意のない莫大な金融支援を見直すなど、社会保障費の財源は十分にある。

また、消費税を福祉目的の税化

社会保障費比率低い日本

財源は十分にある

さらに患者負担増求める国

保・国保の財政逼迫を挙げ、その最大要因は国庫負担金の削減であり、直接の要因は企業のリストラや賃金抑制による保険料収入の減少である。

欧米先進国と比べると社会保障

今回の改正案は高齢者の薬剤負担廃止と診療報酬改定の財源を捻出するためという宣伝はまったく筋違いというべきである。診療報酬とは、国民医療を支えるために制度化された公的費用であって、決して医療担当者への単なる報酬あるいは利潤ではない。

最近急展開している政局変化によって衆院解散・総選挙が近づくと日程で、政府は健保関連法案の審議は困難ないし不利と見ている。

保団連・保険医協会が昨年秋から取り組んでいる医療改善阻止運動が国民世論と呼応して一定の成果を得たのは事実であり、われわれは勇気をもって引き続き医療改善運動を進めたい。

●高齢者の窓口負担の試算調査結果(3月診療分・診療所の外来レセプト)

診療科	平均実日数	無作為抽出10件の診療費合計	全患者数の診療費合計	1件あたりの診療費	改定案の窓口負担額		現行の窓口負担額	改定案の負担額/現行の負担額		備考欄
					定率負担	定額負担		定率負担	定額負担	
1 内科	2.1日	27,392点		2,739点	1,989円		1,113円	178.7%		200床以上病院の外来患者
2 内科	2.2日	19,699点	542,808点	1,970点	1,790円	1,520円	1,007円	177.8%	150.9%	
3 内科	2日	20,876点		2,088点	2,064円	1,680円	1,113円	185.4%	150.9%	
4 内科	3.9日	34,602点		3,460点	2,312円	2,480円	1,843円	125.4%	134.6%	
5 内科	2日		617,050点	1,848点	1,848円	1,600円	1,060円	174.3%	150.9%	
6 内科、小児科	3日		158,826点	2,482点	1,646円	2,525円	1,119円	147.1%	225.6%	外来総合：一般=5:1
7 小児科、内科	3日	21,133点		2,113点	2,110円	2,400円	1,590円	132.7%	150.9%	
8 小児科、内科	2.3日	19,419点	223,250点	1,529点		3,200円	2,000円		160.0%	外来総合届出医療機関
9 胃腸科外科	12日	42,966点		4,297点	3,000円	2,560円	1,750円	171.4%	146.3%	
10 皮膚科	1.1日	5,211点		521点		880円	583円		150.9%	
11 皮膚科、形成外科	1.8日	6,288点		629点	628円	1,440円	953円	65.9%	151.1%	
12 眼科	1.2日	7,268点		727点	727円	960円	636円	114.3%	150.9%	
13 内科、耳鼻咽喉科	3日		245,023点	1,213点	2,450円	2,400円	1,590円	154.1%	150.9%	
14 歯科	2.4日	17,314点		1,731点		1,750円	1,166円		150.1%	歯科は定額制を選択
15 歯科	2.6日		30,844点	2,056点	1,215円	1,546円	1,024円	118.6%	151.0%	
16 歯科	3.2日	30,514点	82,865点	2,762点	685円	640円	547円	125.2%	117.0%	



おサル先生の 在宅医療入門

小川 滋彦(金沢市・内科)

『受容的態度と「い」と「い」との巻』

おサル先生がいつぱしの消化器専門医きどりで意気軒昂、はたから見れば生意気盛りの医者になって四年目のエピソード。
「だいたい、研修医を終えて二、三年過ぎると臨床の自信も出て来て、時にはコワイもの知らずになる、医者としては、一番危ない」時期。

病院のOBで開業しているN先生から、一人の超高齢者が紹介されてきた。患者は九十四歳の女性(Aさん)で褥瘡がひどく、また食事をするとすぐにむせかえって栄養状態が悪い。初診は神経内科だったが、食事は神経内科だったが、食べられないのは消化器内科の問題だろう、とすぐにおサル先生の外来に対診があった。

食事を取れないのは嘔下障害！神経内科の問題だろ！と、当科には異常ありませんとそそくさとつき返してしまつた。しかし、他の科のドクターが受け持ちになりたがらない患者は、最年少であるおサル先生が自動的に主治医になることに決まっていたのだ。

N先生からは比較的新しい治療法である、内視鏡的胃瘻造設術を試みてはくれないか、との打診もあったが、同居の娘さんは納得していないのに止めるので「おサル先生、この点滴は自然の摂理だと思ふ。それに對して限られた医療資源を湯水のように使つてしまつた。それなのにAさんの家族はまだ不満を感じている。なんと思ひ上がっているのだ、永遠の命をよこせというのか！不公平ではないか！正義感で頭がいっぱいになったおサル先生は言つてはいけない一言を言つてしまつた。「なるべからうな」とは分かつていたんだ！」

おサル先生もこの患者家族と最期までつき合える気がしなかつたし、娘さんの苦情をきいた上司のM先生の申し出があつたので、恥ずかしながら主治医交代と相成つた。
M先生は立派だつた。廻診では必ず人工呼吸器が付けられ、いったいどれほど意識があるかも分からないAさんの耳もとで声かけをした。医療関係者が見たならバカバカしい程に「いかに

在宅医療で感じた喜怒哀楽や意見などがあつたら、保険医協会にお寄せ下さい。取材の上この欄で紹介させていただきます。

在宅医療に関するお考えやエピソードなどをお寄せ下さい。

国際高齢者年を特集

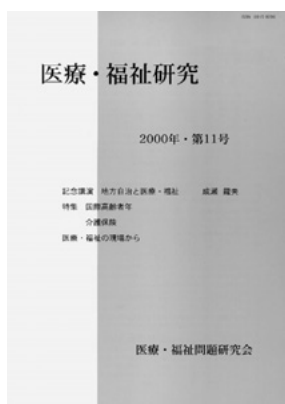
ぜひ、「一読を」

医療・福祉問題研究会事務局 河野 すみ子

本号は「国際高齢者年」を特集しています。介護保険をめぐる広範な議論がかわされ、年金制度や高齢者医療保険の「大改革」が提起されていますが、国際高齢者年の理念に立ちもどつて、真の改革を考える機会にしたいという思いが込められています。

新刊案内 医療・福祉研究 2000年 第11号

特集は、三つの部分から構成されています。ひとつは、国際高齢者年の理念を介護、医療、年金にどのように生かし具体化するかについて論じた三つの論文、二つめは、高齢者にかかわる活動に取り組んでいる団体の代表による国際高齢者年へのメッセージ、そして三つめは、各年代の人たちの発言です。国際高齢者年が「すべての年齢の人々の社会をめざして」をテーマにしていることを受けて、十代から九十代までの十人の方々の発言が掲載されています。ほかにも、原和人氏の「巨大タンカーの



- 編集・発行 医療・福祉問題研究会 (金沢大学経済学部社会保障論研究室)
- 発行日 2000年1月20日
- 体裁 B5判・113頁
- 定価 1冊 1000円 (送料160円)

この本をご希望の方は協会までお申し込み下さい
TEL 076(222)5373
FAX 076(231)5156
E-mail iskw_sugino@doc-net.or.jp

がですか？ 大丈夫ですか？と声をかけた。あとで聞くところによると、娘さんはこの時のM先生の態度に本当に救われた気がしたのだという。
Aさんが亡くなって一ヵ月ほどしてM先生に呼び出されたおサル先生は、N先生から預かった娘さんの手記を手渡された。その中に

は母の入院中の様子が日々つづられており、医療スタッフの対応などが綿密に記されてあつたが、最後に「本人がどんな高齢であつても、ほんの少しでも心のい

やされる誠意ある対応を願つた。あつても、肉身にとつてはうのは無理なことなのだろうかと結ばれていた。うことを忘れたくないものです。
さて、今回は会員からの情報を元に構成しました。方だった。M先生の前で穴があつたら入りたいおサル先生であつた。

すぐれた音楽家は何百回と演奏した曲でも、次の一回はまったく新鮮な気持ちで演奏することでしょう。われわれ医療者も、たくさいと思ひ、書かせていた人の死に接することができました。

囲碁解答

小桂馬すべりが良く黒死となります。隅の死活の基本型です。

(問題は10面にあります)

乳幼児医療費助成制度

石川県の遅れ目立ち 就学までの実施もまだわずか

石川県内各市町村乳幼児医療費助成制度一覧

2000年4月1日現在

区分	対象年齢														一部負担			備考欄		
	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		6歳で小学校就学前		小学卒		あり		なし	自己負担額 (月額)
	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院						
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
七尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
珠洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
松任市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
山中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1,000円	1~3歳児は一部負担有り
根上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	中学前は13歳児を含む
寺井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
辰口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
川北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
美川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
鶴来町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
野々市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
吉野谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
鳥越村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
尾口村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
白峰村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
高松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
七塚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
宇ノ気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
内灘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1,000円	1~5歳児は一部負担有り
富来町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
志雄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
押水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
田鶴浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
鳥屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
中島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
鹿島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1,000円	1~就学前は一部負担有り
能登島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
鹿西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
穴水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
門前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	1,000円	4~5歳児は1/2補助
能都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
柳田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
内浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	
合計																	21	24	助成 21	
通院実施市町村数	41		40		38		30		16		15		11		2					
入院実施市町村数	41	41		41		41		29		26		18		5						

(資料提供：石川県健康福祉部健康推進課)

石川県単独事業の乳幼児医療費助成制度は、0歳児の入院・通院と1~3歳児の入院だけであり、しかも窓口負担金をいったん支払い、後でその費用を市町村に申請し、1,000円超の金額の払い戻しを受けるという不十分なもの。全国でも助成対象年齢の拡大や現物給付化が進み、ゼロ歳児だけを助成対象にしているのは石川、新潟など7県しかない。県単独事業は全国でも最低の内容である。

このような不十分な県単独事業を補完するため、年々市町村独自の助成制度を拡充する自治体が増えている。本年4月以降30ヶ所の自治体の助成制度が拡充された。

全国的にも助成対象年齢を小学校就学前まで拡大する動きが広がっているが、4月現在、県内自治体で就学前まで入院・通院とも助成対象にしているのは11町村、入院のみ助成対象にしているのは18町村である。さらに川北町は中学卒業まで入院・通院とも、寺井町は入院のみ助成対象にしている。

また窓口負担金から1,000円超の金額を払い戻すという県の制度に対し、1,000円も含めて払い戻している自治体が24カ所もある。1,000円足切りの撤廃も含めて「償還払い」から「現物給付」に、支払方法の抜本的改善が求められている。

昨年9月に自民党石川県医師会支部でも「乳幼児医療費助成事業の拡充について」(別掲)を石川県予算に対する最重点要望事項として提出しているが、実現に至っていない。保険医協会では今年度の重点課題として、乳幼児医療費助成制度の改善運動に取り組み、来年度予算編成には県単独事業が拡充されるよう奮闘していきたい。

<資料>

自民党石川県医師会支部の石川県予算に対する最重点要望事項(一部抜粋)

【乳幼児医療費助成事業の拡充について】

- ①乳幼児医療費助成事業の対象年齢を未就学児童までとする。
- ②入院・外来の一部自己負担を撤廃し、現物給付とする。

わが国の1998年の合計特殊出生率は1.38まで落ち込み、「少子社会」という深刻な社会現象を生み出しております。働く女性が安心して子供を産み育てられる環境整備が急務であります。乳幼児を持つ若い世代の夫婦は所得も少なく、乳幼児にかかる医療費の一部負担は家計に大きな影響をもたらしております。病気の早期発見・早期治療のためにも、また子供の心身の健全な発達を促すためにも「何時でも何処でも医療費の心配がなく、安心して医療が受けられる」ことが大切と考えます。

子供たちの健やかな成長を願い、若い家庭の子育てを励ますために、上記の項目について改善・充実を図られますよう、特に、少子化対策の一環として強く要望します。

(『石川医報』1999年10月1日号より転載)

北信越各県における乳幼児医療費助成事業の比較表

自治体名	助成対象年齢														所得制限	自己負担額	助成方法	
	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		未就学児					
	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院				
長野県	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	なし	なし	償還払い
新潟県	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1~2歳は児童手当法特例給付準用	老人保健法の一部負担相当額	現物給付
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	なし		月1,200円(入院のみ)	0歳は現物給付 1歳以上は償還払い
石川県	○	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	なし		月1,000円	償還払い
福井県	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	なし		なし	償還払い

(2000年4月 全国保険医団体連合会調べ)

福祉を支える人たち

その9

石川県言語聴覚士会

一九九七年に資格法制化 言語訓練などの専門職として

石川県言語聴覚士会会長 勝木 準

専門職として四十年の歴史 ようやく国家資格として

この度は「石川保険医新 覚士法」によって制定、「聞」の紙面をお借りして 一九九九年三月二十八日に第「石川県言語聴覚士会」設 一回国家試験が実施された 立のご挨拶をさせていただきます。ばかりの新しい国家資格で けますことを大変光栄に存 じます。



4月9日に開かれた設立総会(前列左から4番目が勝木準会長)

「言語聴覚士」は、まだ 聴覚士とは「厚生大臣の免 許を受けて、(中略)、音声 機能、言語機能、または聴 国会で可決された「言語聴 覚に障害のある者について

この度ようやく多くの関 係者の協力により、昨年四 月に四千三人の言語聴覚士 が誕生し、本年一月十六日 には「日本言語聴覚士協会」 が三千人の新しい有資格者 の賛同を得て発足致しまし た。有資格者としての社会 的責任を認識し、「いつで も、どこでも適切な言語聴 覚

有資格者としての社会的責任を認識して

「言語聴覚士法」では、言語 聴覚士とは「厚生大臣の免 許を受けて、(中略)、音声 機能、言語機能、または聴 国会で可決された「言語聴 覚に障害のある者について

その機能の維持向上を図る ため、言語訓練その他の訓 練、これに必要な検査及び 助言、指導その他の援助を 行うことを業とする者」 (第二条)です。診療の補 助として医師または歯科医 師の指示の下に、嚥下訓練、 人工内耳の調整その他厚生 省令で定める行為を行うこ とを業とすることができ

うちの子、少し言葉が遅いのかなあ?

発音が悪くて何を言ってるのわかりにくいわ

リハビリ中のおばあちゃん、お茶でよくむせるんだって

脳卒中で倒れたおじさん、言葉がうまく出なくて困ってるらしい

大きな音でもビックともしない、ちゃんときこえてるのかしら?

最近、声の調子がおかしいなあ!

こんな時、私たちに相談ください

士会は、県内の有資格者す べての力を結集して、自分 達の資質を磨き、県民の 方々のニーズに地域レベ ルで細かく対応させていた だくつもりです。上記の目 的を達成するために、設立 準備会での審議、仮入会、 役員選挙等を経て本年四月 九日、設立致しました。

設立時の会員数は有資格 の正会員が四十三人、経過 措置期間中の準会員(資格 未取得の現任者)が七人の 計五十人です。 設立総会の後、大阪にあ る「さえあい医療人権セ ンターCOML」代表の辻 本好子氏による「後悔しな い医療を受けるためには」 と題した講演を一般参加者 も含め百二十人で聞き、医 療サービスの提供側と受け 側のよりよいコミュニ ケーションについて一緒に 考える機会をもちました。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

石川県言語聴覚士会発行のパンフから

保険医協会の方々にはど うぞ言語聴覚士という仕事 をご理解いただき、患者さ んの中に私どものサービス が必要の方がいらつしやい ましたらご紹介いただけれ ば幸いです。本会事務局に は言語聴覚士の業務や会員 卒ご指導、ご支援をよろし くお願い申し上げます。

地域に愛され 必要とされる会に

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

Newsletter 4 2000

設立記念号 石川県言語聴覚士会

私たちがめざすもの—それは「豊かな」社会です

石川県言語聴覚士の今後皆さまの応援をお待ちしています

本日、2000年4月9日、「石川県言語聴覚士会」が発行した「News letter」の発行です。このNews letterは、石川県言語聴覚士会の活動や、県民の方々のニーズに地域レベルで細かく対応させていた だくつもりです。上記の目 的を達成するために、設立 準備会での審議、仮入会、 役員選挙等を経て本年四月 九日、設立致しました。

設立時の会員数は有資格 の正会員が四十三人、経過 措置期間中の準会員(資格 未取得の現任者)が七人の 計五十人です。

設立総会の後、大阪にあ る「さえあい医療人権セ ンターCOML」代表の辻 本好子氏による「後悔しな い医療を受けるためには」 と題した講演を一般参加者 も含め百二十人で聞き、医 療サービスの提供側と受け 側のよりよいコミュニ ケーションについて一緒に 考える機会をもちました。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

今年度はまず組織を固 め、自分達の存在を色々な 方々に知っていただくだけ の方々の意思が十分に伝わ っているか気になるところ です。コミュニケーション 布などPR活動に力を入 れ、会員の倫理・技能向上 や摂食嚥下の問題につい て、公開講座の開催等も検 討したいと思っております。

『保険審査通信』に寄せられた相談事例

—— 第134例 ——

- 1. 社保 政府管掌
- 2. 年齢：2歳 女
- 3. 診療月：平成12年2月診療分
- 4. 過誤調整連絡書の発行月：平成12年4月
- 5. 病名・診療開始日
インフルエンザ 平成12年2月10日
気管支炎 平成12年2月15日
- 6. 該当月の診療実日数 2日

<主治医の意見>

コロナール細粒を頓服で6包ずつ2回、合わせて12包を処方したところ、頓服は1カ月に10包までで、2包を査定されました。

支払基金へ問い合わせると頓服ではなく、内服で処方するように指導しているというが、鎮痛解熱剤は必要なときだけ服用するのが原則と考えられ、上気道炎の解熱に使用する場合は頓服と使用方法にも記されている。小額ですが納得いきません。

<協会のコメント>

第134例は、インフルエンザに併発した気管支炎の症例に、アセトアミノフェンを一月12回頓服投与したら2回分が査定されたという内容です。はじめに、頓服薬の取り扱いに関する事項を手元の資料からまとめてみます。

頓服薬の範囲については、昭和24年10月26日付保険発310により(1)「一日2回程度を限度として臨時的に投与するものをいい、一日2回以上にわたり、時間的、量的に一定の方針のある場合は内服薬とする」(2) 駆虫薬に関する定義(割愛)と定められています。

石川県においても同様の取り扱いがなされていますが、上記通達文のみでは分かりにくいということで、以前は、一月10回分までという内規がありました。しかし、この内規については、昭和60年3月15日の社保・国保合同審査委員協議会結果の公表以後「なお、従来の一ヶ月10回分までについてはこだわらない。ただし回数が多い場合はその旨を簡記されたい。」に変更になりました。これ以後の頓服薬の取り扱いに関する石川県医師会からの公表内容を時間を追って見ていきますと、昭和61年11月1日付実施の社保・国保合同審査委員協議会結果では、一部が削除され点数表どおりになったとされ、平成2年に再度、上記但し書きのついた取り扱い方法が公表されています。その後、平成7年に至り昭和61年11月1日改訂により削除したとなり、以後頓服薬に関するものは一切公表されていません。

以上のような経緯を参考に、本件の頓服薬の査定を考えると、「レセプト

に何のコメントもつけずに一月12回分の頓服薬を処方したから、15年前までであった10回という規定に沿って、2回分査定した」ということとなります。(注：石川基金審査の現状は、「一月10回」は基準として生きているようです)

しかし、これはずいぶんおかしいことです。なぜなら、平成2年の社保・国保合同審査委員協議会結果の公表以後に保険診療に携わった保険医にとっては、石川県における頓服薬の一月の投与回数の基準が何ら示されておらず、点数表に載っている通達文の解釈に沿って日常診療をしているのが実状だからです。点数表には、一月の投与回数については何の記載もなく、一月12回分の頓服薬が「回数が多い」に該当するかどうかということは全く不明なのです。さらに、数年前の解熱鎮痛剤の投与方法の変更により、この種の薬剤の投与方法が、原則頓服によるものになった経緯もあり、特に、解熱鎮痛剤(解熱鎮痛剤かどうかは審査段階でレセプト上は判断できず難しいところもあるが)の頓服処方に関しては、緩やかな対応が望まれると同時に今一度頓服薬の取扱に関する正式な案内が出されるべきと考えます。

さて、本件の対応ですが、インフルエンザに併発した気管支炎の症例では、アセトアミノフェン12回頓服の必要性に何の疑問もないこと、頓服薬の処方回数についてはっきりとした基準が示されていない(前半部分に記載)こと、解熱鎮痛剤の投与方法が、原則頓服であることなどを理由として結果の如何を問わず、再審査請求すべき事例です。

最後に、本審査通信発信保険医の開業時期を考えると、頓服薬の投与基準について不案内であったためにおきた査定事例と思われる。「支払基金?が内服薬での処方を指導」というのは保険診療上のテクニックとしては有効でしょうが、行き過ぎにならないようにしていただきたいと思えます。薬剤の投与は、患者を診療する医師が、治療上最も良いと考える方法により行うものであることを忘れてはならないのではないのでしょうか。

納得いかない返戻、査定がありましたら、ぜひ『保険審査通信』にてお知らせ下さい。

『保険審査通信』はFAXのほか、E-mailでも大歓迎です。

FAX : 076(231)5156

E-mail : ishikawa-hok@doc-net.or.jp

病気やケガはまったなし!「もしも…」に備える

休業保障制度がパワーアップしました!

給付日数

従来630日から
730日
(2年間)へ

給付金額

従来3,240万円から
4,304万円
※8口加入、入院の場合

給付月額

従来168万円から
192万円に
※8口加入、入院の場合

掛金は
そのまま!

入院給付金1日1口**8,000円**に (64,000円)

在宅療養は1日1口**6,000円** (48,000円)

ぜひご加入を

加入資格が今年で最後

59歳の先生は...

昭和16年2月2日生、昭和17年2月1日生

8口加入は今年が最後

50歳の先生と

昭和25年2月2日生、昭和26年2月1日生

豊富な給付内容が好評

- ①入院、自宅療養、代診においても給付。
- ②給付日数は500日+230日=730日間(2年間)。
- ③75才までの長期保障。
- ④掛け捨てではありません。(3年以上)
- ⑤所得補償に関係なく給付。
- ⑥傷病給付金は非課税。

元気な今こそ加入、増口下さい。

本年度申し込み受付
5月25日まで

勤務医の先生では3口加入で1日(入院時)24,000円月額72万円の保障

これなら安心だよ

〈加入時年齢別1カ月の掛金〉

加入時年齢	生年月日	8口	5口	3口	1口
29歳まで	S.46.2.2生以降	20,000円	12,500円	7,500円	2,500円
30歳~39歳	S.36.2.2生~S.46.2.1生	22,400円	14,000円	8,400円	2,800円
40歳~49歳	S.26.2.2生~S.36.2.1生	24,000円	15,000円	9,000円	3,000円
50歳	S.25.2.2生~S.26.2.1生	26,400円	16,500円	9,900円	3,300円
51歳~54歳	S.21.2.2生~S.25.2.1生		16,500円	9,900円	3,300円
55歳~59歳	S.16.2.2生~S.21.2.1生		18,500円	11,100円	3,700円

1年未満の端数日が6カ月を超えるものは1歳繰り上がります。

子どもの体がおかしくなっている

熱中体験をさせよう 国上げての対策を

日本体育大学教授 正木 健雄

私たち(日本体育大)とは言わないものです。学・学校体育研究室)は、物事に飽きて、場面を転換したい時に「疲れた」ことに、保育所や学校の先生を通じて、子どもが「疲れた」といわれていて、その中で、「テレビやテレビゲーム漬けの生活から子どもを離し、多様な熱中体験をさせよう」というのが私たちの提言です。生まで)でも回答率のトップになっています。この問題は年々深刻になっていっています。日本学校保健だの調査(二〇〇〇)は、三月三十一日発表)は、医師からアレルギーと診断された子どもは四〇五割にのぼっています。アレルギーを上回っています。その原因ははっきり分かっていません。今後は「化学物質後、原因究明が課題です。ただ、子どもは熱中して遊んでいる時に「疲れた」

「おかしくなっている」のは、「子どもは親に育てられる子どもの体だけではないように、育てるために生まれてくるに違いない」とは、ルポライターの北村年子さんの、自らの子育てといった人が増えています。警察庁の調べでは、昨年一年間に虐待で死亡した児童は四十五人にのぼりました。虐待の動機では「育児の悩み・疲れ」「子どもが意のままにならない」などが目立っています。

親を育てる子ども!?

育児の悩みを抱え込まないために

「おかしくなっている」のは、「子どもは親に育てられる子どもの体だけではないように、育てるために生まれてくるに違いない」とは、ルポライターの北村年子さんの、自らの子育てといった人が増えています。警察庁の調べでは、昨年一年間に虐待で死亡した児童は四十五人にのぼりました。虐待の動機では「育児の悩み・疲れ」「子どもが意のままにならない」などが目立っています。



(連合通信)

韓国事情見て歩き—第24話(最終回)—

アルムダウンヨジャとヤンバン制度



有川功ドクターの
韓国訪問記
(24回シリーズ)

る。発音が下手なのは愛嬌で済むが、目上の人や年長者に対して間違っている表現または若輩に対する表現をする危険な雰囲気になる。韓国のテレビドラマでは罵声と拳骨が飛び、儒教社会特有の上下関係の厳しさが言語表現に如実に表れている。韓国は両班(ヤンバン)制度が長く続いた儒教的階級社会である。一般庶民は常奴(サンノム)であり、その下に賤民(チヨンミン)そして奴隷(ノエ)がいた。コリアナウテレビ(KNTV)の歴史ドラマや歴史スペシャル番組を観ると、ノエは主にヤンバンに仕えていたようだ。ヤンバンはノエを売ったり買ったりできるし、主人が犯してもよいし、殺してもよいという本当の奴隷であった。このノエはKNTV番組によると日本が旧朝鮮を植民地にするまで存在したようだ。奴隷が存在する上でのヤンバン制度である。ヤンバンはヤンバンのいいところ同士で結婚を繰り返してきた。従ってメンデルの法則のごとく美形系はますます美



韓国最南端の済州島にて。私達の韓国通いは1990年の済州島通いから頻繁になってきた。隣国なので、ぜひ読者の方々の肌で隣人の暖かさを感じていただきたい。

韓国語学習は、日本語を母語とするものには極めて容易である。語順が同じで漢字語もほとんど同義である。単語の七割を占める漢字語の発音も一定の法則で日本語発音と一致している。言語上における発想も同じである。しかし、韓国語の発音は難しい。それにまして神経を使うのは、話相手により言葉遣いを変えねばならぬ点が日本語よりも極端に厳しい点である。

韓国語学習は、日本語を母語とするものには極めて容易である。語順が同じで漢字語もほとんど同義である。単語の七割を占める漢字語の発音も一定の法則で日本語発音と一致している。言語上における発想も同じである。しかし、韓国語の発音は難しい。それにまして神経を使うのは、話相手により言葉遣いを変えねばならぬ点が日本語よりも極端に厳しい点である。

韓国語学習は、日本語を母語とするものには極めて容易である。語順が同じで漢字語もほとんど同義である。単語の七割を占める漢字語の発音も一定の法則で日本語発音と一致している。言語上における発想も同じである。しかし、韓国語の発音は難しい。それにまして神経を使うのは、話相手により言葉遣いを変えねばならぬ点が日本語よりも極端に厳しい点である。

(終)

(編集)

会員寄稿

ハイテク技術の
便利さと不自由さ

小島 登 (内灘町・歯科)

ハイテク減税が一年延長 送られるシステムは改善し
になった。パソコンなど消 欲しい。仮にも信頼され
費税込みで百万円以下が一 企業としては悲しい。こ
括経費になる特典である。 れからの将来を担う通信
固定資産税もかからず、所 は、先駆的立場にあること
得税、住民税の大きな減税 を十分認識して欲しい。利
になる。パソコンなどを買 用休止を申し込まなくても
われるなら今がチャンスで いいように、気持ちよく支
ある。二十万円以上のソフ 払いができることを願いた
トは無形固定資産になるの い。契約を解除しなくても
で、パソコンとワンセット 済むように、せめて使う前
で購入することをおすすめ に選択できるようにしてほ
したい。詳しく知りたい方 しい。

会員寄稿

参段に合格して

藤田 士郎 (金沢市・内科)

元があり、通帳だけ盗まれ
購入を考えた方が良さそう ても安心ができない。通帳
である。それでも、手に入 の確認印をスキヤナーで読
るころには熱も冷めている みるとり、払戻伝票に捺印で
かも知れないが・・・ きるハイテク技術があるら
資料の整理、管理も大変 しい。通帳には銀行にいく
である。確実な証拠が残る ら頼まれても、印鑑を押し
ことだけは頭に入れて対応 ないように注意しよう。他
が横行しているとニュース 不自由さは我慢しなくては
でよく耳にする。印鑑が手 ならない。



1987年に初段位に合格し、子どもの指導にあたる藤田士郎先生

三月二十六日(日)に医 受験者は三重県から一人
王山キゴ山「ふれあいの里 (四段)、富山県から一人
で北信越学生空手道連盟の (四段)、石川県からは私
昇段審査が行われ、参段を (武段)と金沢工大OB
受け合格しました。審査に (武段)の四人でした。
は、東京から三人(慶應大 三重県の人と私は同じ型
学OB二人、拓大OB一人) で「慈韻」という型でした。
地元から二人の計五人の審 富山県からの人は「鉄騎二
査員の前で型の演舞をしま 段」、金沢工大OBの人は
「ナイハンチ」という型で

ある通信会社から一カ月 初診は思わぬ景気対策にな
前のあの電話は有料でした った。
と請求書が届く。使ったか デジタルカメラの生産が
どうかの記憶もない。有料 追いつかず、三カ月待ちに
の認識がないまま請求書が なっている。使いやすく手
した。

時

の

と

と

ば

(連合通信)

児童手当法改正案

「少子化」対策として、三歳 末満の子どもに支給されて
児童手当(二人目まで各月五千 円、三人目以降一万円)を就学
前の児童まで広げるもの。新た に対象となる児童は三百万人。
必要な財源二千二百億円のうち 二千億円を、十六歳未満の子が
対象の「年少扶養控除」の廃止 ↓増税でまかなう結果、千九百
万人が増税対象に。差し引き千 六百万人が増税になります。

「昭和の日」法案

「みどりの日」の四月二十九 日(昭和天皇の誕生日を「昭和
の日」とし、五月四日を「みど りの日」と改める、国民の祝日
に関する法の改正案のこと。自 民、自由、公明の三党が三月三
十日、参院へ提出。「激動の 日々を経て、復興を遂げた昭和
の時代を顧み、国の将来に思い をいたす」ためとしていて、
「国旗・国歌法」制定に続く流 れ。来年施行をうたっています。

常用労働者

日雇ないし臨時労働者に対し て、常時使用される労働者の通
称。パートタイム労働者も含ま れます。労働省による毎月勤労
統計(従業員五人以上規模の事 業所対象)によると、二月の常
用雇用は前月比〇・二%減と十 八カ月連続の減。ただしパート
は二・三%増加。これに対し、 パート以外の一般労働者(俗に
正規社員)は〇・八%減と二十 五月月連続減少しました。

ニュース字幕放送

NHK総合テレビが三月二十 七日から午後七時のニュースで
始めたもので、アナウンサーの 声よりやや遅れて画面下に字幕
が出来ます。「長い間待っていた ニュース字幕が実現されてとて
も幸せです」。「他の時間帯のニ ュースにも」など、聴覚障害者
の喜びと期待の声がNHKに寄 せられているといえます。
最近では、日本の映画にも字 幕が付き始めています。

現在の金沢大学の空手道 部師範(八段)の人に勧め
られて受験しました。最初 に習い始めたのは、金沢市
木倉町(片町二丁目)にあ る喫茶店のマスターのTさ
んの勧めでした。確か長町 にある今の中央小学校の体
育館だったような気がしま す。年令に関係なく入門順
に一列に並び、最初は黙想
そして道場に礼、先生に礼
をして準備体操、それから
基本技の練習に入ります。
段の下には級があつて、

元と最初は八級ぐらいで、
よく七級中です。昇級審 査を受けなければ級も上が
りません。昇級審査は一年 に二回、春と秋ですが、私
は習い始めて半年後の秋に 受けて七級中を貰いまし
た。それから半年の春に六 級下、その秋に六級上、昭
和六十年(一九八五年)秋 の昇級審査で四級上、昭和
六十一年(一九八六年)四月 に三級中、昭和六十一年十
月に仮初段を、昭和六十二 年十一月に、はれて初段を
頂き、黒帯をしめることが できました。長い長い本当
に汗と涙の黒帯でした。式 段の審査の時も両足裏に十
センチほどの大きいマメが でき、歩くのがやっとでし
た。今後は参段を頂いてそ の黒帯に恥じないように精
進しようと思つています。 押忍

第11回全国保険医写真展

開催日時：2000年7月4日(火)～7月9日(日)
開催会場：東京・JCIIクラブ25
東京都千代田区一番町25 JCIIビル地下1F
展示企画：○テーマは自由。カラー、モノクロどちらでも可。
○プリントは半切のみ。余白、余黒はつけたまま。
出展数：お一人につき一点のみ
出展料：6,500円
応募資格：保険医協会会員とその家族、従業員の方
作品締め切り：2000年6月9日(金)

くわしくは石川県保険医協会事務局まで
TEL 076-222-5373 FAX 076-231-5156

